

全国高等学校総合文化祭実行委員会負担金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、全国高等学校総合文化祭実行委員会負担金（以下「負担金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(負担目的及び負担対象事業)

第2条 県は、第44回全国高等学校総合文化祭高知県実行委員会（以下「負担事業者」という。）が実施する事業（以下「負担事業」）に要する経費に対して予算の範囲内で負担金を交付する。

(負担率及び負担対象経費)

第3条 前条に規定する負担事業の負担対象経費及び負担率は、別表1に定めるとおりとする。

(負担金の交付申請)

第4条 負担事業者は、負担金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による交付申請書を高知県教育長（以下「教育長」という。）に提出するものとする。

(負担金の交付の決定)

第5条 教育長は前条の申請が適当であると認めるときは、負担金の交付決定をし、当該負担事業者に通知するものとする。

(負担金の交付の決定の取消し)

第6条 教育長は、負担事業者（又は間接負担事業者）が別表2に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、負担金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(負担の条件)

第7条 負担金の交付の目的を達成するため、負担事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 負担事業の内容又は経費の変更をしようとする場合（減額または経費区分間の配分額が30パーセント以内のものは除く。）は、事前に別記第2号様式による事業変更承認申請書を提出し、教育長の承認を受けなければならない。
- (2) 負担事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならない。

- (3) 負担事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第2号様式により教育長の承認を受けなければならない。
- (4) 負担事業が予定の期間に完了しない場合又は負担事業の遂行が困難となった場合は、速やかに教育長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 負担金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を負担事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
- (6) 負担事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、負担金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 負担事業により取得した財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定められている耐用年数に相当する期間内において、負担金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に教育長の承認を受けなければならない。
- (8) 前号の規定により教育長の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならない。
- (9) 負担金の交付を申請するに当たって、当該負担金に関する消費税仕入控除税額等（負担対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (10) 負担事業の実施に当たっては、別表2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接負担事業者としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。
- (11) 負担事業者は、間接事業者に対して前号の条件を付さなければならない。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要があると認めて指示した事項

（前金払）

第8条 負担事業者は負担金の前金払の請求をしようとするときは、別記第3号様式による請求書を教育長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 規則第11条第1項の実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、負担事業が完了した日の属する年度の翌年度の4月20日までに当該報告書を教育長に提出しなければならない。

2 負担事業者は、第7条第9号ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該負担金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場

合は、これを負担金額から減額して報告しなければならない。

- 3 負担事業者は、第7条第9号ただし書の規定により交付申請した場合で、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該負担金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第5号様式により教育長に報告するとともに、当該金額を教育長に返還しなければならない。

(グリーン購入)

第10条 負担事業者は、負担事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報公開)

第11条 負担事業又は負担事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年6月8日から施行する。
- 2 この要綱は、平成33年5月31日をもって効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された負担金については、第7条第5号から第8号、第9条第3項及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表1（第3条関係）

負担対象経費	負担率
(1) 総務費（諸会議の開催、実行委員会及び実行委員会事務局の運営に要する経費） (2) 調査費（先催大会等の調査に要する経費） (3) 部門強化費（各部門活動の充実・強化等に要する経費） (4) 広報費（広報宣伝活動に要する経費） (5) 国際交流事業費（招へい国事前調査、招へい等国際交流活動に要する経費） (6) 大会開催費（プレ、本大会開催に要する経費）	定 額

別表2（第6条、第7条関係）

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

平成 年 月 日

高知県教育長 様

申請者 住所

氏名 印

（生年月日： 年 月 日）

負担金交付申請書

高知県補助金等交付規則第3条及び全国高等学校総合文化祭実行委員会負担金交付要綱第4条の規定により、全国高等学校総合文化祭実行委員会負担金の交付を関係書類を添えて申請します。

記

1 負担金交付申請額

2 負担事業の収支予算書

3 負担事業の実施計画書

4 県税の納付等について

県税の納付について滞納がないため「納税証明書」を添付します。

※県税事務所が発行する「納税証明書」を添付してください。

県税の納付義務はありません。

その他（下記に記載してください。）

平成 年 月 日

高知県教育長 様

申請者 住所

氏名 印

（生年月日： 年 月 日）

事業変更（廃止・中止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で負担金の交付の決定通知がありました事業を下記のとおり変更（廃止・中止）したいので、全国高等学校総合文化祭実行委員会負担金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

- 1 変更（廃止・中止）内容及び理由
- 2 収支予算書
- 3 その他の変更

第3号様式（第8条関係）

前 金 請 求 書

金 円

上記全国高等学校総合文化祭実行委員会負担金（決定通知番号 第 号）
を前金交付されるよう請求します。

記

負担金交付決定額	円
既交付額	円
今回請求額	円
残額	円

平成 年 月 日

高知県教育長 様

申請者 住所

氏名

印

振込口座：

平成 年 月 日

高知県教育長 様

報告者 住所

氏名 印

（生年月日： 年 月 日）

実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で負担金の交付の決定通知がありました事業を完了しましたので、全国高等学校総合文化祭実行委員会負担金交付要綱第9条第1項の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 負担事業の実績概要
- 2 負担事業の決算書
- 3 負担事業の完了年月日

平成 年 月 日

高知県教育長 様

申請者 住所

氏名 印

（生年月日： 年 月 日）

消費税仕入控除額等報告書

平成 年 月 日付け 第 号で負担金の交付の決定通知がありました、
全国高等学校総合文化祭実行委員会負担金について、全国高等学校総合文化祭実行委員会負担
金交付要綱第9条第3項の規定により下記のとおり報告します。

記

- | | |
|------------------------------|---------|
| 1 負担金交付決定額 | 円 |
| 2 実績報告時に減額した
消費税仕入控除額等 | 円 (A) |
| 3 消費税の申告により確定した
消費税仕入控除額等 | 円 (B) |
| 4 負担金返還相当額 | 円 (B-A) |